

報告書の提出（船舶の気象測器に関する報告書）

気象業務法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 報告書の提出（船舶の気象測器に関する報告書）
- ② 手続根拠 : 気象業務法施行規則第 50 条
- ③ 手続対象者 : 気象業務法第 7 条第 1 項に該当する船舶
(気象測器を備え付けることが義務づけられた船舶)
- ④ 提出時期 : 下記 1)～3)の事由が発生した後 30 日以内
 - 1) 船舶が法第 7 条第 1 項に該当することとなったとき
 - 2) その後 1 月 1 日において引き続き法 7 条第 1 項に該当するとき
 - 3) 前項に掲げる場合において、既に提出した報告書に記載した事項（航路を除く）に変更があったとき
- ⑤ 提出方法 : 専用 Web ページからオンライン入力、又は、報告書を作成し下記提出先へ E メールか郵送で送付してください。
- ⑥ 手数料 : 無し
- ⑦ 添付書類 : 無し
- ⑧ 提出様式 : 気象業務法施行規則別記第 4 号様式
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 専用 Web ページ > <https://marine.kishou.go.jp/jp/rep50jo-jp.html>
 - E メール > vos@climar.kishou.go.jp
 - 郵送 > 〒105-8431 東京都港区虎ノ門 3-6-9
気象庁大気海洋部環境・海洋気象課
電話 : 03-6758-3900 (内線 4672)
- ② 受付時間 : 随時受付
- ③ 相談窓口 : 提出先と同じ

3. 手続情報

- ① 審査基準 : -
- ② 標準処理期間 : -
- ③ 不服申立方法 : -